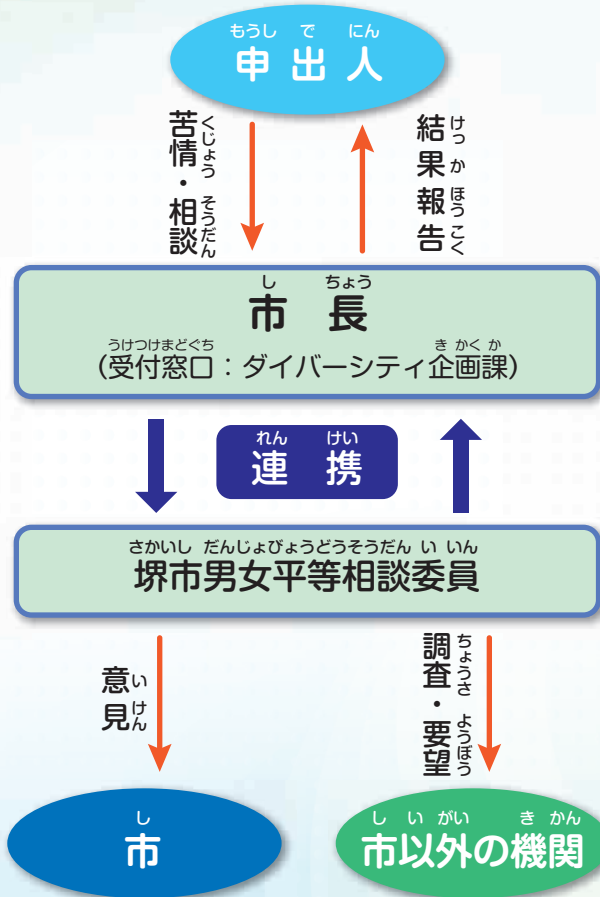


くじょう そうだん もう で
**苦情・相談を申し出ることが
 できるのは・・・**

し ない ざいじゅう ざいきん ざいがく かた
 市内に在住・在勤・在学の方であれば、どなたでも
 もう で
 申し出ることができます。

くじょう そうだんしよ り
苦情・相談処理のながれ



- 苦情相談等申出書によって申し出ることになります。
書類はホームページからダウンロードでき、メール等で申出ができます。
- 堺市電子申請システムからの申出もできます。

「これってどうなんだろう？」

さかいし だんじょびょうどうそだん い いん そうだん おう
 堺市男女平等相談委員が相談に応じます。



[問合せ先]
 堺市 市民人権局 ダイバーシティ推進部
 ダイバーシティ企画課
☎072-228-7408
 〒590-0078
 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館6階南
 FAX : 072-228-8070
 E-Mail : daiki@city.sakai.lg.jp



二次元コード

インターネットでもご覧いただけます。

堺市 苦情・相談処理制度

2026年3月発行
 堺市配架資料番号 1-D3-25-0247



だん じょ びょう どう かん
**男女平等に関する
 苦情や相談ごとは
 ありませんか？**



さかいし だんじょびょうどう かん くじょう そうだんしよ りせい ど
堺市男女平等に関する苦情・相談処理制度

くじょう そうだんしよ りせいど 苦情・相談処理制度とは？

さかいし だんじょびょうどうしゃかい すいしん へいせい
堺市は、男女平等社会を推進するために、平成14
ねん さかいし だんじょびょうどうしゃかい けいせい すいしん かん
年に「堺市男女平等社会の形成の推進に関する
じょうれい せいてい じょうれい もと し
条例」を制定しました。この条例に基づいて、市は
だんじょびょうどうさんかく かん くじょう そうだんしよ りせいど
男女共同参画に関する苦情・相談処理制度を
もう
設けています。
だんじょびょうどうさんかく すいしん かん し しさく
男女共同参画の推進に関する市の施策についての
くじょう せいべつ さべつてきどりあつか じんけんしんが
苦情や、性別による差別的取扱いなどの人権侵害
かん そうだん しちよう いしよく う べんごし
に関する相談に、市長から委嘱を受けた弁護士
さかいしだんじょびょうどうそうだん いん たいおう
などの「堺市男女平等相談委員」が対応します。

だん じょきょうどうさん かく 男女共同参画とは？

ひと たが じんけん そんちよう
「すべての人が、互いにその人権を尊重しつつ、
よろこ せきにん わ あ せいべつ
喜びも責任も分かち合い、性別にかかわらず、
こせい のうりよく じゅうぶん はっき ぶん や
その個性と能力を十分に発揮し、すべての分野に
たいとう さんかく
対等に参画できる」ということです。

くじょう そうだんしよ りせいど 苦情・相談処理制度のしくみ

もうして どのようなことを申出できるの？

ほんせい ど つぎ もう で
本制度では、次のようなことを申し出ることができます。

- 市の施策や印刷物等で、男女平等になっていなかったり、女性蔑視になっていたりすることに対する苦情
 - 例 市が作成したパンフレットには、消防士や警察官が全員男性で、保育士が全員女性で描かれている。
 - 参加した市の事業において、女性（男性）であることを理由に真剣に対応してくれなかった。改善してほしい。
- 性別によって、差別や不利益を受けた場合などの人権侵害による相談
 - 例 女性（男性）であることを理由に、活動している団体のリーダーに立候補しないように言われた。
 - セクハラを受けているのに、会社が対策を講じてくれない。

じゅり もうして さかいし だんじょびょうどう 受理された申出は、堺市男女平等 相談委員が調査や相談に応じます。

く じょ 苦 情

さかいしだんじょびょうどうそうだんいん
堺市男女平等相談委員の
いけん き
意見を聴き、
ひつよう そち ころ
必要な措置を講じます。

そう だん 相 談

さかいしだんじょびょうどうそうだんいん
堺市男女平等相談委員が
そうだん おう
相談に応じます。
ひつよう とき かんけいしや
必要な時は、関係者に
じよげん ぜせい ようぼう
助言・是正・要望を
おこな
行います。

もうして にん けつ か し 申出人に結果をお知らせします。

もうしてにん まわ あんしん
申出人のプライバシーは守られますのでご安心ください。
もうして ひよう むりよう
申出にかかる費用は無料です。

つぎ ば あい 次のような場合は、 もう で 申し出ることができません。

- 判決、裁決等により確定した事項
- 裁判所において係争中の事案に関する事項
- 行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第17条の援助の対象となる事項
- 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項
- 男女平等相談委員の行為に関する事項
- 男女平等相談委員がすでに判断した事項など
- 男女平等相談委員が調査することが適当でないと思える事項
- 人権を侵害された旨の申出が、当該申出に係る人権侵害があった日から1年を経過した日以降にされたとき

